

令和8年度 金山町住宅リフォーム支援事業

□補助の対象者は？

→ 金山町に住民登録し、居住(予定含む)し、かつ当該住宅等を所有する方。

□補助金額はどのくらい？

・対象世帯：全ての世帯

・補助率・補助金額

【1/5・上限24万円】

・対象世帯：移住・新婚・子育て ※1

・補助率・補助金額

【1/3・上限30万円】

町内施工業者と契約して行う工事については上限額を増額しております。
上限24万円 → 上限30万円 、 上限30万円 → 上限35万円

※1 対象世帯

移住世帯	令和3年4月1日以降に山形県内へ移住した世帯員がいる世帯
新婚世帯	申請日において婚姻した日から5年以内の世帯
子育て世帯	平成20年4月2日以降に生まれた子がいる世帯(出産予定含む)

□対象となる工事等は？

▼リフォーム等工事

県内業者による工事で、以下の①～④のいずれかを含み、かつ基準点を満たすものが対象です。

【対象となる工事の種類】

- ①やまぽっかりノベ → 複層ガラス入り建具の設置、壁等への断熱材の設置工事など
- ②バリアフリー化 → 手すりの設置、段差解消、洋式トイレへの交換する工事など
- ③克雪化(雪対策) → 雪止めの設置・更新、雪割板の設置工事など
- ④県産木材の使用 → 住宅に県産木材を使用した工事

※必要な基準点(詳細は事前にご相談ください。)

リフォーム等の総工事費(消費税除く)が50万円以上⇒10点以上／50万円未満⇒5点以上

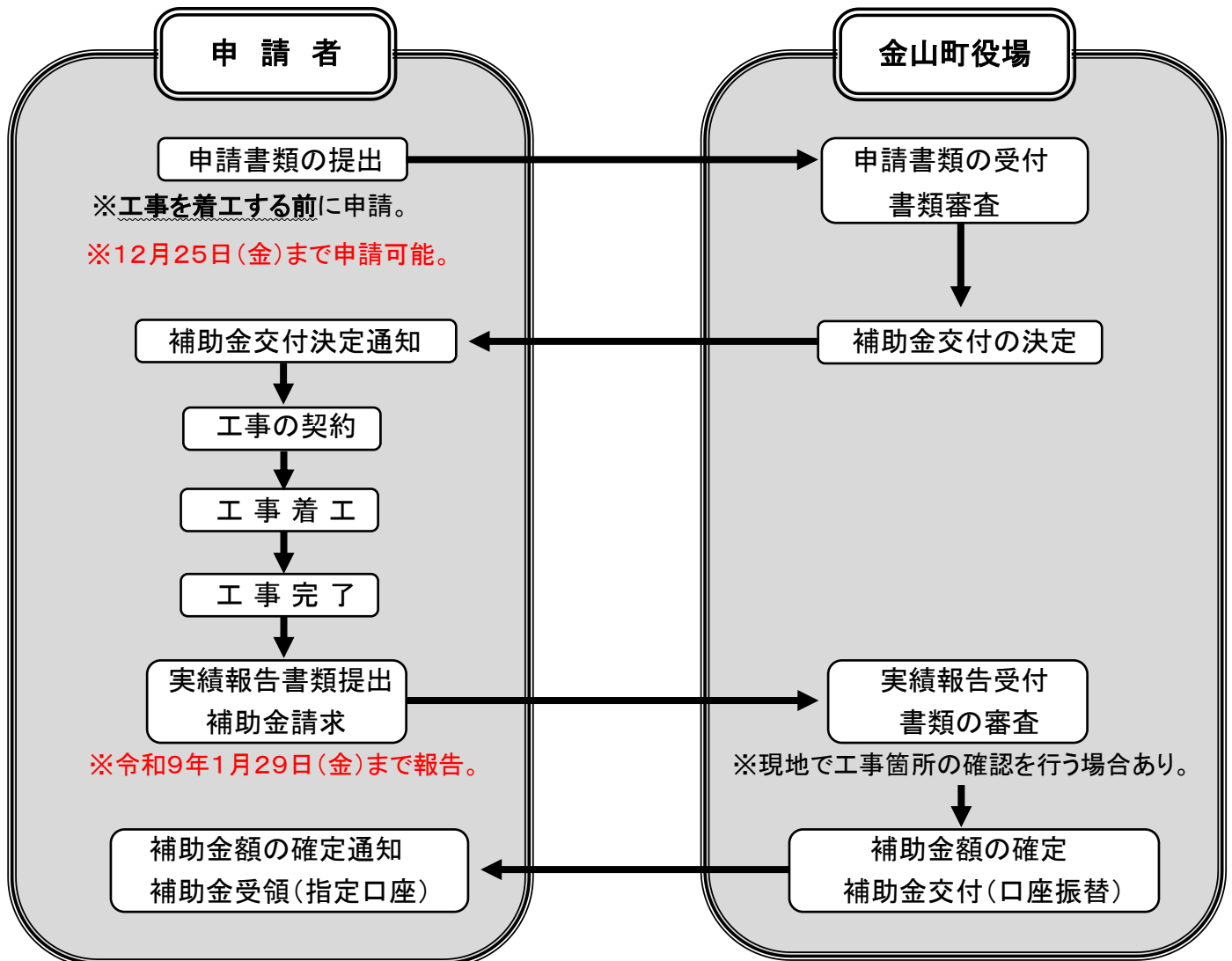
□申し込み方法

- 申請期間 / 令和8年12月25日(金)まで
- 受付窓口 / 金山町 まちづくり課 景観定住係(役場新庁舎2階)
- 申請書類 / 申請書類が全て揃っていることを確認し、受付します。

※子育て、新婚、移住世帯については、「住民票」が必要になります。

※工事着工前に申請をお願いします。

□手続きの流れ



□その他

- ・ 申請書、実績報告書、補助金請求書については、役場まちづくり課窓口、町HPで入手できます。
- ・ 店舗と併用住宅の場合は、住宅部分のみを面積按分で対象とします。
- ・ 耐震診断の結果に基づいて行う「耐震改修工事」や「防災ベッド・耐震シェルターの設置」、「住み替え」については、これらとは別に補助制度が用意されています。該当する計画がある場合は、契約や着工の前に必ずご相談ください。
- ・ 金山町街並み景観助成金との併用はできません。但し、時期、内容等により、全くの別工事と認められる場合は併用可能です。なお、外観に係る工事を含む場合は、その内容が「金山町の風景と調和した街並み景観条例－街並み景観形成基準」に合致するようご協力をお願いいたします。

新築・リフォームのご相談などはお気軽にどうぞ！

お問い合わせ先 金山町まちづくり課 景観定住係 TEL 0233-29-5627